

環境省業務継続計画

平成20年7月

環境省

目次

第1章 業務継続の基本方針と計画の構成	… 1
1. 背景と位置付け	… 1
2. 基本方針	… 1
3. 本計画の構成	… 2
第2章 想定災害と業務継続への影響	… 3
1. 被害概要	… 3
2. 公共交通機関	… 4
3. 本省庁舎	… 4
4. 本省庁舎に係るライフライン等の被害	… 5
第3章 継続すべき優先業務	… 6
1. 環境省の任務・役割	… 6
2. 業務影響分析と継続すべき優先業務の抽出	… 6
第4章 業務継続のための執務体制	… 9
1. 参集要員の指定	… 9
2. 発災時の行動	…10
3. 安否確認	…10
4. 権限委任	…12
第5章 業務継続のための執務環境の確保	…14
1. 庁舎・設備	…14
2. 電話設備	…17
3. 行政情報システム	…17
4. 広報	…18
5. 帰宅困難者等への対応	…18
6. 負傷者の救護	…19
第6章 訓練	…20
第7章 計画の見直し	…21

第1章 業務継続の基本方針と本計画の構成

1. 背景と位置付け

首都地域では、大正12年の関東大震災と同様のマグニチュード（M）8クラスの地震が200年～300年間隔で発生している。次のM8クラスの地震の発生は、今後100年から200年程度先と考えられるが、その間に南関東地域でM7クラスの地震が数回発生することが予想されている。首都直下地震が発生した場合には、膨大な人的・物的被害が発生するとともに、我が国の首都機能に障害を与え、我が国全体の国民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがある。このため、平成17年9月に中央防災会議が決定した「首都直下地震対策大綱」においては、首都直下地震により、“膨大な人的・物的被害の発生”とともに、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生じるほか、海外への被害の波及が想定されることから、政治、行政、経済の枢要部分を担う“首都中枢機能の継続性確保”が不可欠とし、首都中枢機関は首都中枢機能の継続性確保のための計画を作成することとされている。

また、平成18年4月に策定した「首都直下地震応急対策活動要領」では、政府は、首都直下地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、首都直下地震で被害を受けた機能の速やかな回復を図るため、その組織及び能力のすべてをあげて、災害応急対策活動を推進する責務を有するものとされている。

これを受けて、環境省としても、その所管する事務に係る機能が停止又は低下する可能性のある首都直下地震発生時等において、環境省防災業務計画に基づく災害応急対応業務を遅滞なく実施するとともに、復旧・復興に伴う環境への影響の軽減及び復旧・復興への環境配慮の組み込みに関する措置を図っていく必要がある。

「環境省業務継続計画」（以下「本計画」という。）は、このような環境省に与えられた任務の達成に必要な業務の継続性を確保するために必要な取組を定めるものである。

※本計画は、環境省防災業務計画を補完するものであり、必要があると判断した場合には、今後、防災業務計画の見直しを行っていくものとする。

2. 基本方針

環境省は、「地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。）」を図ることを任務としている（環境省設置法第3条）。環境省は、首都直下地震対策大綱及び首都直下地震応急対策活

動要領等に従い、下記の方針に基づいて、業務継続性の確保を図る。

- ①被災地・被災者を対象とした応急対策活動に万全を尽くす。
- ②災害による環境への影響が生じた場合における応急措置及び影響拡大防止に関する措置等に努める。
- ③環境省の職員（庁舎内の来客者を含む）の安全を確保する。
- ④環境省の業務継続性の確保のため、必要な人員体制を整備し、業務資源を配分する。

3. 本計画の構成

本計画は7章で構成する。

第1章では、本計画の位置付けと基本方針について、第2章では、本計画を策定するに当たって想定する災害及びその災害による業務継続への影響について、第3章では、継続すべき優先業務の評価基準の考え方及び抽出結果について、第4章では、職員の参集・非参集の明確化や行動の整理、指揮命令系統の明確化など、業務継続に必要な執務体制について、第5章では、電力、飲食物の備蓄、行政情報システム、帰宅困難者対策等の基礎業務（ロジ業務※を含む）で構成される執務環境の確保について、第6章では、本計画に係る不断の訓練について、第7章では、本計画に係る見直しについて記述する。

なお、本計画に定める事項の外、各部局においては、より詳細な事項を定めたマニュアル類の整備、見直しを行うものとする。

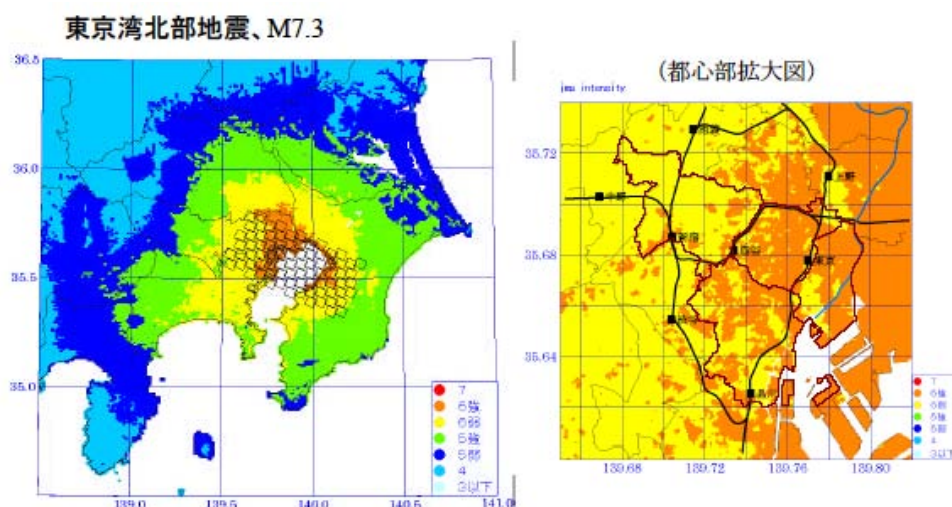
※ロジ業務：

室内の片付け、コピー機、プリンタ等の機器のチェック及び不具合の対応、飲食物等の調達、傷病者の応急手当、来訪者・帰宅困難者の対応等、本来業務を遂行するための後方支援業務

第2章 想定災害と業務継続への影響

想定災害は、中央防災会議で想定されている東京湾北部地震（M7.3：東京23区の最大震度6強）が冬の日曜日、午後6時に風速15m/sの強風下で発生したものとし、その被害想定は中央防災会議の想定（平成17年7月）を基本として、詳細の前提条件を以下のように設定する。

図 東京湾北部地震の震度分布図



（資料：中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会報告（平成17年7月）」）

1. 被害概要（最大）：（中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」被害想定）

- ・ 死者約1.1万人、負傷者約21万人（うち重傷者約3.7万人）
- ・ 帰宅困難者約650万人（都内で約390万人）
- ・ 避難者、1日後約700万人（うち避難所生活者約460万人）
1ヶ月後約410万人（うち避難所生活者約270万人）
- ・ 建物全壊約85万棟（うち火災消失約65万棟）
- ・ ライフライン施設被害による供給支障（発災後1日後）

電力	停電軒数	約160万軒（12.9%）
上水道	断水人口	約1,100万人（33.3%）
ガス	供給停止軒数	約120万軒（19.0%）
通信	不通回線数	約110万回線（9.3%）

（各括弧内の数字は東京都内における支障率を表す。）

2. 公共交通機関（鉄道）

震度5強以上の区域は地震発生後3日間途絶。3日目以降は徐々に回復。30日で全路線が運行ができる程度まで回復。

3. 本省庁舎

中央合同庁舎第5号館は、想定する震度6強程度の大規模地震による倒壊、又は崩壊する危険性は低い。

4. 本省庁舎に係るライフライン等の被害

（1）電力

- ・ 停電は1日以内にとどまる可能性も高いが安全側で考えて、停電は2日続くと想定。
- ・ 自家発電装置については、その装置が水を使用する類のものであれば、水道の停止により自家発電装置も停止すると想定。またUPS（無停電電源装置）に接続されていないパソコン等は、自家発電装置の電圧等が不安定なため、使用できないと想定。

（2）電話

- ・ 優先電話は、繋がりやすい状態であると想定（状況にもよるが、例えば2回に1回程度繋がる程度）。ただし、途中のケーブル等の物理的支障（断線等）により不通となる可能性がある。
- ・ 相手方が優先電話でない場合は、相手方からほとんど繋がらないと想定。
- ・ 携帯電話のメールは利用できると想定。

（3）上水道

- ・ 水道は、3日間は使えなくなると想定。
- ・ 下水道の停止により、水道の利用が大幅に制限されると想定（ピット（汚水を一時的に貯留する槽）の容量による。）
- ・ 貯水タンクに貯留されている分をのぞき、停電が発生した場合、ポンプ等の停止等により、水道は使えなくなると想定。

（4）ガス

- ・ 低圧ガスについては、相当期間使用不能となると想定。
- ・ 中圧ガス（主に空調等に利用）の供給が継続された場合でも、停電等により空調設備等は使えなくなる可能性があることを想定。

(5) 下水道

- ・下水道は、3日間は使えなくなると想定。なお、各建物にはピットがあり、一時的に汚水を貯留することが可能であることを考慮する必要がある。

なお、本計画においては、首都直下地震以外の大規模な災害・事故等の同時発生はないと仮定する。

第3章 継続すべき優先業務

1. 環境省の任務・役割

「環境省防災業務計画」では、災害が発生した場合に環境省が行う防災業務の基本となるべき事項について定めている。環境省本省等が首都直下地震に見舞われた場合に、防災業務計画等で定められている業務は最優先で取り組むべきものであり、それ以外の一般業務のうち特に継続実施が不可欠とされた業務と併せ、限られた人的・物的資源をこれらの業務に集中的に投入することとする。

2. 業務影響分析と継続すべき優先業務の抽出

真に継続が必要な業務を抽出するため、想定災害の発生後、業務停止による社会への影響度を評価する業務影響分析を行い、継続すべき優先業務を抽出した。業務影響分析として具体的には、業務が停止した場合に、国民、社会経済活動に、どのように影響を与えるかを地震の発生からの経過時間（3時間、3日、2週間、1ヶ月）ごとに以下のレベルⅠ～Ⅴで評価を行った。

レベルⅠ：影響は軽微～

その時点で復旧していなくても目立った支障や不便はなく、社会的影響はわずかなレベル

レベルⅡ：影響は小さい～

若干の社会的影響があるレベル（復旧準備を始める必要が生じるレベル）

レベルⅢ：影響は中度～

国民生活上の不便、法定手続の遅延、契約履行の遅延などの社会的影響が発生するレベル（真剣に復旧対応を行うべきレベル）

レベルⅣ：影響は大きい～

法令違反、重要な法定手続の遅延等の相当の社会的影響が起こることが予想されるレベル

レベルⅤ：影響は極めて大～

人命に関わること、深刻な安全・治安の問題、大多数の被災者困窮等の甚大な社会的影響が発生するレベル

業務影響分析の結果、1ヶ月以内にレベルⅢ以上の影響となる業務を継続すべき優先業務として抽出することとした。

抽出した優先業務は、情報収集体制の確立や省の災害対策本部活動等、地震発生によって生じる直接的な対策業務（応急対策業務）と、首都直下地震発生の有無にかかわらず存する国民の生命・安全の維持、国民の権利や財産の保全

等のために継続することが必要な業務（一般継続重要業務）とした。以下に業務を継続すべき主な優先業務を挙げていく。

非常時に環境省が継続すべき主な優先業務

	業務概要	個々の事務内容
3 時間 以内	▶ 参集、体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集 ・ 職員及び来訪者の安否確認等 ・ 施設の被災状況確認及び本省使用不能時の代替施設使用準備 ・ 環境省緊急災害対策本部設置・招集 ・ 政府緊急災害対策本部への職員派遣 ・ 執務室の整理や情報システムの復旧作業開始等
	▶ 緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本環境安全事業株式会社の PCB 廃棄物処理施設の被害状況確認 ・ 環境放射線モニタリングの緊急時体制への変更 ・ 新宿御苑^{※1}の開放
	▶ 情報集約と公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省緊急災害対策本部会議 ・ 大臣会見又は報道発表
3 日 以内	▶ 環境汚染に係る情報集約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な環境汚染の発生について情報集約 ・ 危険動物の逸走等について情報集約 ・ 廃棄物処理施設の被害状況等について情報集約
以 内 約 2 週 間	▶ 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に基づく被災工場等に係る検査や指示の実施
1 か 月 以 内	▶ 支援及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて地方公共団体の事務に関する支援及び調整
	▶ 通常許認可業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に基づく許認可等の業務^{※2}
	▶ とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応のとりまとめ

※1 皇居外苑は常時開放されているので除外した。

※2 一般継続重要業務。他は応急対策業務。

(1) 応急対策業務

①参集、体制整備

首都直下地震が発災した場合、職員は速やかに参集し、被害状況の確認、最低限の執務環境の整理及び省内外の連絡体制の確立を図り、もって当面の応急対策業務に必要な体制を整備する。また、環境省としての意思決定を迅速に行うために、幹部職員で構成する災害対策本部を速やかに設置する。

②PCB 廃棄物処理施設の被害状況確認

日本環境安全事業株式会社の PCB 廃棄物処理施設に被害が生じた場合、当該施設から PCB が漏出し、深刻な環境汚染や健康被害が生じることが懸念される。したがって、首都直下地震の発災後、速やかに当該施設の被害を確認し、必要に応じて対策を講じるものとする。

③新宿御苑の開放

首都直下地震が発災した場合、住民等が近隣の広域避難場所に避難することが想定される。環境省が管理する新宿御苑は広域避難場所に指定されているため、避難が円滑に行われるように、門扉を開錠するなどして開放する。

④その他情報の集約

その他工場等からの有害物質の漏出による環境汚染、危険動物の逸走による人への危害等の発生を早期に把握し、適切な対応をとるために、これらの情報を地方公共団体や事業所管省庁等の関係機関から入手して集約する。

(2) 一般継続重要業務

環境省が法に基づき行っている許認可等の事務については、当該事務の執行が一定程度停滞したとしても、国民生活に重大な支障は生じないものと考えられる。しかしながら、国民生活を速やかに平常時へ復帰させるために、応急対策業務に支障が生じない範囲で、早期に当該事務を再開する。

第4章 業務継続のための執行体制

業務を継続するために必要な参集要員の指定、適切な要員配置を行うための発災時の行動、安否確認を以下のとおり行う。

1. 参集要員の指定

首都直下地震における参集要員は、以下の考え方に基づいて算定した参集可能人員をもとに、本計画で抽出した首都直下地震応急対策業務及び一般継続重要業務を継続するために必要な職員を、あらかじめ指定しておく。また、人事異動等で変更があった場合も速やかに見直しを行うこととし、少なくとも年に2度（4月、8月を目途とする）、参集要員の指定状況を大臣官房秘書課及び大臣官房総務課において集約する。

本計画では、課室単位で参集要員の確保が困難な場合は、部局単位で職員を指定することとしているが、今後、勤務時間外に発災の場合は、全省を挙げて組織横断的に人員を活用するという視点も含めた検討を行うものとする。

地震の発生3時間後：毎時3kmの速さの連続歩行で参集すると考え、9km圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事。したがって、9km圏内の職員のうち約6割が参集可能。

地震の発生12時間後：20kmを超えると帰宅困難になるとの想定があることから、20km圏内の職員のうち約6割が参集可能。しかし、3時間目の参集の考え方と同様の理由で4割が参集できない。したがって、20km圏内の職員のうち約6割が参集可能。

地震の発生1日後：12時間後と同様。

地震の発生3日後：12時間後と同様。

地震の発生3日より後：地震発生の3日以降、公共交通機関は徐々に回復し、20kmを超える職員も徐々に参集可能。1ヶ月後は、職員の死傷等により、1割が参集できないことを仮定し、全職員の9割が参集可能。3日後から1ヶ月後の間は、その間を直線補完して、参集可能数を計算。

2. 発災時の行動

地震の発生は、庁舎内外、昼夜、休日を問わない。勤務時間外、勤務時間内の各々に発災することを想定し、職員がとるべき行動を全職員が理解できるよう、大臣官房総務課及び大臣官房秘書課等は連携して行動マニュアルを作成して徹底を図る（平成20年度中を目途）。それぞれの行動は概ね以下のとおりとする。

（1）勤務時間外に発災

○災害対策本部員及び参集要員の行動

- ・参集：災害対策本部員及び参集要員は「東京23区内震度6強」以上の情報を覚知し次第、同居家族を含めた安否情報を所属各課室の庶務担当係に報告した上で、指示を待つことなく速やかに5号館に参集する。報告ができない場合でも、まず参集することとし、参集途中で随時、報告を試みる。5号館が被災等のために使用できない場合には、下記の順で大臣官房総務課長が事務次官又は官房長と連絡を取り、被災状況等を勘案して参集場所を定め、緊急連絡網により災害対策本部の本部員及び参集要員に連絡するものとする。なお、5号館への連絡が途絶している場合には、本部員及び参集要員は次に掲げる参集場所と直接連絡をするものとする。

- ①千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所
- ②皇居外苑管理事務所
- ③新宿御苑管理事務所
- ④環境調査研修所

参集時には、可能な限り本人用の飲食物を持参するとともに、参集途上の安全確保に留意しつつ、被災状況を確認し、必要な事項を速やかに参集要員間で情報共有する。参集要員がやむを得ず参集できない場合は、速やかに所属長に状況を連絡し、所属長は当該参集要員の代わりとなる参集要員の調整を行う。

- ・業務遂行：参集後は首都直下地震応急対策業務及び一般継続重要業務を遂行する。

やむを得ず参集できない場合（例）

1. 職員または家族等が被害を受け、治療または入院の必要があるとき。
2. 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、参集することが困難なとき。
3. 職員の住居または職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき。
4. 参集途上において、救命活動に参加する必要が生じたとき。
5. 徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離が概ね20km以上のとき。

状況連絡の内容（例）

- ・ 所属、氏名、出勤できない理由、連絡・避難先、連絡方法等。

○非参集要員の行動

- ・ 自宅待機：非参集要員は同居家族を含めた安否情報を所属各課室の庶務担当係に報告した上で、公共交通機関が復旧するまでの間、連絡が取れるよう留意して自宅等で待機し、状況把握に努めつつ上司からの指示を待つ（安否情報等の連絡を受けた上司は、状況に応じて必要な指示を出す）。
- ・ 地域貢献：待機の間、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献、地元自治体への協力を積極的に取り組む。

（2）勤務時間内に発災

- ・ 勤務時間内に発災した場合は、むやみに行動せず、情報が明らかになるまで庁舎内で待機し、状況把握に努めつつ下記の行動をとる。

○災害対策本部員及び参集要員の行動

- ・ 業務遂行：同居家族の安否を確認し、首都直下地震応急対策業務及び一般継続重要業務を遂行する。家族との連絡が取れない場合には、業務遂行に支障がないよう非参集要員に安否確認を依頼する。どうしても家族の安否確認ができず、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合については、代替参集要員を確保し、上司の許可を得て帰宅して家族の安否を確認する。

○非参集要員の行動

- ・ 庁舎内待機：帰宅困難者の大量発生により帰宅経路上での混乱が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関についての情報が明らかになるまでの間は、むやみに移動せずに庁舎内で待機する（最低でも1日～2日の待機はあり得る）。庁舎内待機中は、電源等のリソース面で問題

のない範囲内で、安否が確認されていない参集要員の同居家族の安否確認や庁内の復旧業務を含めたロジ業務、首都直下地震応急対策業務及び一般継続重要業務の支援、庁舎周辺地域の救出・救助活動、避難者支援に従事する。

東京湾北部地震M7.3の避難者、帰宅困難者（H17.2内閣府による被害想定）

避難者：一日後最大700万人（東京都310万人）

帰宅困難者：昼12時で650万人（東京都390万人）、朝5時で16万人（東京都7.3万人）

（帰宅距離10kmから帰宅困難者が始まり、20km以上は全員帰宅困難と想定）

（帰宅困難者対策案：むやみに移動しない）

3. 安否確認

首都直下地震が発生した場合における職員及びその家族の安全確保と安否確認は、業務継続活動を担う体制の確保と、職員が業務に専念するための第一歩である。首都直下地震が発生した場合、職員は、職員自身及びその家族の生命、安全の確保を最優先とし、安否情報を所属各課室の庶務担当係に報告する。家族の安否確認については、普段から家庭内でメールや災害用伝言ダイヤル等の連絡方法を確認しておく。

所属職員から安否情報の報告を受けた各課室の庶務担当係は課室分の情報を取りまとめて各部局の総括課に報告し、各部局の総括課は各部局分の情報を取りまとめて大臣官房秘書課に報告し、大臣官房秘書課は省全体の情報を集約し秘書課長へ報告、秘書課長が災害対策本部において報告する。以上の習熟のため、年1回（9月1日を目途とする。）安否確認の訓練を実施する。

なお、大臣官房秘書課において平成20年度内に、上記の安否確認の細部やとりまとめ様式を決定するとともに、携帯メールを用いた方法など迅速な手法の導入について検討する。

4. 権限委任

地震の発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するためには、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統が確立されることが重要である。責任者が不在の場合も適切に意志決定がなされるように、あらかじめ部局長に係る権限委任を行う。

＜権限委任の考え方＞

- ・連絡が取れない場合には、意思決定に係る権限は、別途定められている場合を除き、あらかじめ定めた順序で自動的に委任されるものとする。

- ・ 本省へ参集できない状況にあっても、連絡が取れ指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わない。なお、地震の発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するため、業務継続に支障のないよう、通信手段を確保し、連絡を密にするよう留意する。

第5章 業務継続のための執務環境の確保

1. 庁舎・設備

(1) 庁舎

本省庁舎である中央合同庁舎第5号館（以下「5号館」という。）は、高い耐震性が確保されており、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低い。想定する震度6強の地震動では、設備等を含め大きな被害はなく、人命の安全確保上問題なる庁舎に関する支障は生じないと考えられる。

しかしながら、職員の安全を確保するため、会計課は、庁舎の継続利用・入館可否を判断するための点検体制の構築や役割分担の明確化、厚生労働省大臣官房会計課管理室（以下「厚労省管理室」という。）及び5号館入居官庁との連携体制の検討、各課室の職員が速やかに判断できるようにしたチェックシート等の整備を行う（平成20年度を目途に実施）。各課室を使用する職員は、チェックシートに基づき、執務室の被害状況の確認と使用の可否並びに各執務室等の立ち入りの可否を判断するとともに、各執務室内等の立ち入りの可否がわかるような表示を行う。

各部局（各課室）のロジ業務※担当は、各々の執務室の入居の可否の判断、安全の確保を行うこととする。また、各部局のロジ業務の担当は、各課室において二次災害の恐れ等、特段の被害を認めた場合には、会計課に速やかに報告する。

各部局は、応急対策活動が長期化することも想定し、休憩室・仮眠室等休養が取れる空間を確保することとし、事前に候補となる空間を検討しておく。

※「ロジ業務」

室内の片付け、事務機器等のチェック及び不具合の対応、飲食物等の調達、休憩スペースの確保、傷病者の応急手当、来訪者・帰宅困難者の対応等、本来業務を遂行するための後方支援業務を指す。

(2) 電力

業務継続に必須の資源である照明やパソコン等は、電力の供給状況に依存する。電力が基礎的な必須資源であることから、「首都直下地震対策大綱」では、首都中枢機関が、供給系統の多重化を図るほか、非常用電源他を確保することを定めている。中央防災会議による被害想定では、地震の発生後1日目で約13%、2日目で約11%、4日目で約6%（いずれも東京都内）が停電状態にあるものと予測している。

電力会社では、首都中枢機関への供給に関わるルートの多重化や、拠点施設

の耐震性の再評価と必要に応じた耐震化を進めており、停電になる可能性は低いものと想定される。また、停電になった場合には、電力会社は発電機車等により応急送電を実施する仕組みも整備している。

5号館の非常用発電設備は、商用電力供給が停止した場合、非常用発電機が起動し、自動的に回路が切り替わり、通常使用電力の3割程度を確保し、燃料補給なしで最大約240時間程度の連続運転ができる設備である。これにより、庁舎の空調設備及び熱源設備を除くすべての機器について、通常どおりの使用が可能であるが、非常用発電設備機の備蓄燃料に限りがあるので、継続すべき優先業務上必要な負荷（コピー機、FAX、パソコン等）以外については、使用を控えるものとする。

（3）備蓄

帰宅困難な状況が生じることから、最低1日～2日は庁舎内に留まらざるを得ない可能性があることも考慮し、継続すべき優先業務従事者に限定せず全職員及び来訪者（全職員の1割と想定）（以下「全職員等」という。）を対象として3日分を目途に必要な食料、水、トイレの備蓄を確保し、災害時に適切に供給できる体制を確立する。

会計課は、必要量、備蓄完了時期等について検討を行う（平成20年度を目途）。

① 食料

備蓄必要量は、全職員等を対象として3日分と想定する。

② 水

備蓄必要量は、食料備蓄と同様、全職員等を対象として3日分と想定する。

備蓄の目安は一人一日3Lとする。貯水タンクが損傷することも配慮し、ペットボトル等による備蓄も行う。

③ トイレ

5号館の水洗トイレについては、庁舎内の配管設備及び中水設備に損傷がなければ、下水道の使用の可否にかかわらず使用が可能である。

ただし、設備の損傷を想定して簡易トイレの備蓄を行うこととする。備蓄必要量は、下水道の復旧には相当の時間（3日）を要する可能性があることから、最も備蓄が必要な勤務時間内の発災を想定して、全職員等を対象として3日分の備蓄を行う。

なお、長期化した場合に備え、備蓄型の簡易トイレのみならず、仮設トイレの検討を行い、備蓄量を減らすことも併せて厚労省管理室と協力して検討する。

(4) 庁舎内食堂・売店等からの食料等の提供

会計課は、厚労省会計課との連名により、5号館に入居する契約業者（食堂・売店等）との間で、次のとおり、非常時対応の覚書を取り交わす。

- ・現に店内に用意している飲食料品、医薬品、食材等を提供すること。
- ・食堂厨房内機材等を使用させること。
- ・自動販売機の清涼飲料水等を提供すること。
- ・後日国はそれによって生じた損害を補填すること等

(5) 排水機能

5号館においては、庁舎内の配管設備及び中水設備に損傷がなければ、下水道の使用の可否にかかわらず、トイレ、給湯室等からの排水が可能である。

ただし、庁舎内の配管設備及び中水設備に損傷を受け、下水道も被害を受けた場合は、庁舎から排水することができないため、排水管からの漏水による二次災害を防止するため、下水道及び排水管の健全性が確認されるまでは、トイレ、給湯室等の使用を禁止する。

(6) 空調機能

設備に損傷がなければ、使用は可能であるが、自家発電の発電量から、使用を抑制する必要がある。そのため、ライフラインが復旧し安全が確保されるまでの間、全館の冷房、暖房は運転しない。

業務継続上必要な機器（サーバ等）を管理する課室においては、非常時においても当該機器の空調機能が確保されるようあらかじめ措置しておく。

(7) エレベーター機能

5号館のエレベーターは、震度5以上の揺れを感知した場合、自動的に運転を停止し最寄りのフロアで停止する仕組みになっている。

停止した場合、メーカー点検技術者による機械室及び昇降路の点検終了後、設備に異常がないことを確認の上、運用が再開される。

なお、非常用電源に切り替わっている場合は、高層用、中層用、低層用の各1台及び非常用2台の計5台のエレベーターの使用が可能となっている。

(8) 什器転倒対策

執務室のロッカーなどの什器転倒防止対策は、地震時における負傷者防止対策と環境省の業務継続の両方の観点から実施する。会計課は、各部局の責任で以下の事項が行われる指導・監督する。

・各課室においては、特に重要なOA機器の固定を行うとともに、什器の転倒、書類・備品類の落下等による被害がないように、不安定な什器の上部に重量物を置かないようにするなどの措置を講じ、その状況を常に確認する。

・各課室は速やかに転倒防止対策の実施状況を把握し、対策状況が確認できないものも含めて転倒等の可能性があるものについては、注意喚起を図るとともに、未対策什器については、什器の転倒防止対策を講じる。

具体的な対策の実施に当たっては、東京消防庁の指針を参考とする。

執務室向け：「オフィス家具類・一般家電製品の転倒・落下防止対策に関する指針」平成18年3月

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-bousaika/kaguten/okt.html>

(9) 仮眠室

会計課は休養室（地下1階）を仮眠室として確保するとともに、各部署の要請に基づき、仮眠資材（毛布等）の備蓄を検討する。

2. 電話設備

地震発生時は、NTTの災害時優先電話※を活用することによって発信を可能にする。災害時優先電話以外の電話についても、非常用電源に切り替わっても使用は可能である。

※「災害時優先電話」

“発信”が一般電話に比べ優先されるものであり、“受信”が優先されるものではないことに留意し、普段から応急対策業務時に支障のない使用方法を心掛ける必要がある。

3. 行政情報システム（環境省ネットワークシステム）

行政情報システムについては、大臣官房総務課環境情報室が担当する。

行政情報システムの復旧については3時間以内に着手するとともに、以下の対策を行う。

(1) 蓄積データ及びメール

職員が作成したデータを保存している共有サーバ及びメールシステムに係る情報機器等は、本省庁舎と離れたデータセンターに集約しており、想定震度6強程度ではデータセンターのIT関連設備に問題がないと考えている。

また、別途、DATなどの磁気媒体に保存を行っているところである。

なお、データセンターに被害が生じた場合を考慮し、保存した磁気媒体を、データセンター以外の別事務所（関東圏外の事務所）に保管するなどの対策を検討する。

更には、本省庁舎との連絡が途絶した場合の参集場所にも非常用のパソコンを設置する。

(2) 通信回線

拠点間の通信回線は、2系統で完全に異ルート化・設備の二重化を行っており、1系統が切断した場合でも切替えることにより対応が可能となっている。

また、拠点間の通信回線が完全に遮断した場合においても、通信カードを利用したネットワークへの接続も用意している。

4. 広報

重大な環境汚染の発生や危険動物の逸走等に関する情報を入手した場合、それによる人への危害等の発生を防ぐ目的で、関係機関と連携して当該情報の周知を図ることが重要である。大臣官房政策評価広報課は、地震の発生後速やかに報道発表及び情報提供のできる体制を整備する。

5. 帰宅困難者等への対応

災害が発生した場合の5号館庁舎内の来訪者及び庁舎外の帰宅困難者等に対する対応については、環境省の第一の役割は継続すべき優先業務の適切な実施であることを基本として、地域の一員としての環境省による共助の取組の観点から、行動マニュアルの作成等を行い、適切に対応するものとする。

具体的には、災害発生後、直ちに庁舎の被災状況の点検や庁舎内に存在する者の状況等を確認し、会計課は、各部局において庁舎内の来訪者及び庁舎外の帰宅困難者等の対応が円滑に行えるように各部局へ予め指示を行う。

会計課は、常に厚労省管理室と連携を図り、統一的な対応を取ることで、トラブルの回避に努め、業務継続の実施に支障を来さないようにする。

①来訪者

庁舎内の来訪者については、継続すべき優先業務の妨げにならぬよう、指定した待避場所において一時収容し、庁舎内の移動は最低限に留める。

うち、負傷者・急病人については、緊急に手当が必要な負傷者や急病人は医療機関に順次搬送するとともに、緊急性の低い軽傷者には可能な応急手当を施し、他の庁舎内の来訪者とともに待避場所へ誘導する。

②庁舎外の帰宅困難者等

庁舎外の帰宅困難者等については、災害情報の提供、周辺の帰宅困難者受け入れ施設の紹介等の可能な支援措置を講ずる。

うち移動させることが困難な負傷者や急病人については、非常時優先業務の

業務継続に支障を及ぼさないことを十分留意したうえで、救急・救命措置、応急手当、医療機関への引き渡し等を行い、トラブルの回避に努める。

6. 負傷者の救護

地震の発生時には、本省自ら被災し負傷者が発生する可能性もある。会計課は、負傷者救護について、厚生労働省内科診療室の協力の下、全職員等のうち、緊急に手当が必要な者については応急処置を施し、医療機関に順次搬送するとともに、緊急性の低い軽傷者には可能な応急手当を施す。

また、会計課は必要な救護用品を確保し、適宜関係部署に配分等を実施する。

第6章 訓練

業務の継続性を確保するためには、業務継続の重要性を共通の認識として職員全員が持ち、平時の業務の中にも定着させていくことが大切である。このため、被災時の実働体制を平時から想定させること、地震発生後の施設等の機能を周知させることを目的した訓練を定期的を実施する。

地震発生時訓練に収集される情報や各組織の対応については、訓練時及び訓練が終了した後、適切に記録を残すものとする。記録においては、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするよう心がけ、これらの記録をもとに、よりよい対応が行えるように改善を図る。また、実際の地震災害が発生した場合でも、訓練と同様に情報収集・記録整備を行い、今後の対応の改善に活かすようにする。その他、訓練の反省を通し、必要となった物品については、必要量を検討し予め確保を行う。

第7章 計画の見直し

訓練を通じて、その問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによる見直しに努め、継続的に改善し、業務継続能力の向上を図っていく。